

厚木市客引き行為等防止条例の一部改正に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市客引き行為等防止条例の一部改正に係る意見交換会	
開催日時	令和7年7月 15 日(火)午後7時から7時 50 分まで	
開催場所	市役所第二庁舎 16 階会議室	
参加者数	10 人	
担当課	くらし交通安全課	
結果公開日	令和7年7月 28 日(月)	
会議の経過	1 開会 2 部長挨拶 3 条例改正の概要説明 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	資料にある市民アンケートの結果で、居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引き行為者について、どのような印象をもっているか、また、規制する必要があるか、と問いがあるが、割合を合計すると、それぞれ、約8%と約6%が含まれていない。これは、どのような回答だったのか。	どのような印象をもっているか、の問いに対して、残りの 7.8%については、「特に何も思わない」、また、規制する必要があるか、の問いに対する残りの6.5%については、「分からない」という回答をいただいています。
2	本日の資料にはないが、ホームページに掲載されていた5月 26 日の経営戦略会議の資料に、「本厚木駅周辺の商店街組合との意見交換会を行い、そこではこの規制について肯定的な意見を多く得ている」という記載があった。どのような意見があったのか。	複数の商店街組合にアンケートを実施し、客引き行為に対する商店街としての印象についての質問に対し、「好ましくない」と「どちらかというと好ましくない」を合わせて 38 人中 33 人の回答をいただいています。 また、規制の必要性についても、「必要

		がある。」と「どちらかという必要がある。」を合わせて 38 人中の 30 人の回答をいただいています。概ね市民アンケートと同様の回答になっていると認識しています。
3	客引き行為者に対して指導をしているとのことであるが、条例の内容をしっかりと伝えて、理解されているのか。難しい言葉を使って、こちらの意図が伝わらずに続けてしまっている可能性がないかを今一度見直してほしい。	現時点で、理解できない方や外国籍で日本語が苦手というような方の把握はありません。 また、条例の根拠を説明し、理解をされているかを確認しながら指導をしており、一方的な指導ではなく、会話を持った上で注意指導を行っています。
4	今回、規制の対象とする業種を拡大することだが、その時の情勢に応じて、内容を変えていかなくてはいけないと感じる。しっかり運用状況を点検して、検討、審議し、必要があれば条例改正につなげていく。条文の中に見直し規定を明記して、PDCAサイクルを回して、定例的に状況を確認するような仕組みを整理すべきではないか。	今回、市民の皆様からのアンケートや苦情・要望が多いものに対して制限をかけている状況です。 今後、市民アンケートや指導員による報告等により状況を把握し、必要に応じて、条例改正をしていきます。
5	資料に、客引き行為者の集計があるが、これはどのように集計したものなのか。昨年度は約 700 人でとあるが、1日平均すると約2人となる。体感とは異なり、実態と合わない調査方法なのではないか。	客引き行為者の集計方法については、本条例が施行される前、平成 25 年から統一した方法で計算をしています。 1 日あたり 3 回、17 時、20 時、22 時の定時に調査を実施しています。観測地点は6カ所で、その時点で立っている人数をカウントして、延べ人数を集計しています。対象者は、指定営業の従業員及びスカウト行為者としています。ここに居酒屋カラオケの客引き行為者は入っていません。 また、カウントの仕方については、例えば指導員を見て店に戻っていった者はカウントしないなど、一定の要件でカウントしており、平成 25 年から同じ統計方法で集計した上で、これだけ数が減ったということになります。

6	改正内容の一つに、客引き行為等を用いた営業の禁止があり、「違反する行為を繰り返す事業者」とあるが、この繰り返すとは何回なのか。条例に明記することは難しいと思うが、例えばホームページに回数を掲載するなど、都合のいいように解釈されないようにすべきではないか。	違反行為に対する手続きとして、1回目の違反行為に指導を行い、2回目の違反行為に勧告、3回目の違反行為に過料を適用するといった運用を行っています。
7	客引き行為等指導員はベストを着用して指導に当たっていると思うが、指導員と認識されてしまい、効果は疑問である。私服での対応はしていただけるのか、それとも、指導員を見ても、退散せずにその場に残る客引き行為者を指導していくのか、方針はどのようなものか。	基本的に、客引き行為等指導員は専用ベストを着用して指導・警戒を行っていますが、月に数回、私服によるパトロールを実施しています。見せる警戒による違反行為の抑止や、私服警戒による違反行為の現認など、効果的な運用を行っています。
8	「指導員による立ち入り調査を拒んだ場合には過料を適用」とあるが、アルバイトだからわからない、後で来てくれ等、運用面での対応に苦慮することが想像できる。これらを防ぐ方法を考えているか。	本条例が議会の承認をいただきましたら、施行するまで周知期間を設けます。そこで、規制の対象となる店舗への直接の説明や改正内容のチラシの配布など、様々な方法で周知を図ります。特にこれまで違反があった店舗については、必ず直接訪問し、趣旨を説明の上、施行日以降は条例に基づいて対応していく旨の周知をしっかりと行っていきます。また、拒否をした場合は、今回の条例改正において過料の適用を規定しているので、それを許さないような運用を行っていきます。
9	悪質な事業者は公表する措置があるが、多くの市民は、公表されてもホームページを見ないと思う。そういった事業者は、例えば、店舗に直接、条例違反をしている旨の張り紙をするなど、しっかり抑止ができるような対策をして欲しい。	店舗に張り紙をして認知させることにより、抑止につなげるという趣旨と理解しますが、営業の自由の侵害や、名誉棄損等の法に触れる可能性もありますので、公表の方法、正当性については、慎重な検討が必要となります。
10	以前に比べて街中での客引きが減ってきたと感じる。今後も安心して夜も歩ける厚木になってほしい。	引き続き、条例に基づく警戒や指導を行い、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境の実現を図ります。

11	客引き行為等指導員の活動時間とエリアを拡大してランダムに活動したほうが良いのではないかな。	客引き行為等指導員の活動時間及び警戒エリアについては、現時点で把握している客引き行為者やスカウト等の活動状況に対応して実施しています。 今後、客引き行為者やスカウト等の活動状況に変化が見られる場合は、その都度、活動方法の変更を検討する等、柔軟に対応していきます。
12	資料に、具体的な過料の内容を明示してほしい。 悪質な事業者から、「罰金」を取ることも追加した方がよい。店長ではなく、店のオーナーや不動産賃貸者への指導も必要ではないかな。	過料の金額については、地方自治法第14条第3項において、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるとされていることから、上限である5万円に設定するものです。 罰金の適用については、本条例では、違反者や事業者を罰すること自体が目的ではなく、罰則を適用することにより違反行為に対する抑止力を高めるとともに、事業者としての監督責任を認識させることを目的としていることから、過料の規定を設けています。 また、客引き行為者のほか、同人を雇用している事業者(事業を営む個人及び法人その他団体)に対しても、指導を実施しています。 なお、警察では神奈川県迷惑行為防止条例や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)で風俗店等を取り締まっており、これらの法律の罰則には、罰金刑や拘禁刑が定められています。 今後も、警察その他関係機関と連携して対応していきます。

13	そもそも、キャバクラ・性風俗店等の営業を制限(又は禁止)することも、検討する必要がある。近隣市に、ほとんどそういった店がなく、なぜ制限できないのか。	都市計画法で定められた商業地域や工業地域などの一定の用途地域であれば、風俗営業許可の対象となり、許可を受けた事業者は適法に営業が可能となります。 また、近隣市においても同様であると認識していますが、周辺環境等の地域の状況により、店舗数にバラつきがあるものと考えられます。店舗の営業自体に違法性はないため、引き続き、客引き行為等の防止について、対策を講じてまいります。
14	立入調査を拒んだ場合の過料などの新たに設定する過料は、いつから適用となるのか。	新たに設定する過料については、改正条例の施行日から適用します。 また、施行前には、周知期間を設け、十分な周知活動を行ってまいります。
15	資料によると平成 26 年に制定した条例により、客引き行為者は急減していることは分かるが、令和 2 年頃から 700 人位でほぼ一定になっている。現在の条例では、条例違反は根絶できないと解釈でき、このことだけからでも、もっと厳しい条例の必要性を感じる。是非、今回提案されている新しい条例を制定していただきたい。	今回の条例改正により、市民の皆様に不安を与えているものの、現行条例では取り締まることができなかった居酒屋やカラオケ店等の業種を対象に加えるなど、より規制を強化します。 引き続き、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境を実現するため、条例改正の手続きを進めてまいります。